

神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき、手話通訳者の派遣及び広域的な派遣に係る連絡調整を行うことにより、聴覚障害者の自立と社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村派遣 法第77条第1項第6号の規定に基づき県内市町村が実施する手話通訳者派遣をいう。
- (2) 指定管理者 神奈川県（以下「県」という。）が設置する神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者をいう。
- (3) 手話通訳士 手話通訳を行う者の知識及び技術の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）の規定に基づき、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能審査・証明事業により手話通訳士の称号を付与された者をいう。
- (4) 神奈川県認定手話通訳者 県内において手話通訳活動を行うことのできる知識と技術を有する者として、知事の認定を受けた手話通訳者をいう。
- (5) 法人派遣事業 指定管理者が自主事業として行う手話通訳者派遣事業をいう。
- (6) 市町村モデル要綱 「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日付け障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）に示された市町村意思疎通支援事業モデル要綱をいう。
- (7) 来県者 県外から来県する聴覚障害者をいう。
- (8) 来県者の居住する市町村長等 来県者の居住する市町村長又は都道府県知事若しくは聴覚障害者情報提供施設の長をいう。
- (9) 県外外出者 県内に居住する聴覚障害者であって県外に外出する者をいう。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 県又は神奈川県域（以下「県域」という。）において活動する聴覚障害者団体等が実施する会議、大会等に対し、手話通訳者を派遣する事業
- (2) 専門性の高い手話通訳等市町村派遣では対応が困難な場合に手話通訳者の派遣を行う事業
- (3) 市町村域又は県域を越えた広域的な派遣に係る連絡調整を行う事業

（実施主体等）

第4条 この事業の実施主体は県とし、事業の運営は指定管理者が行う。

（神奈川県登録手話通訳者）

第5条 指定管理者は、次の者のうち、この事業の手話通訳業務を行う者として神奈川県登録手話通訳者（以下「登録通訳者」という。）の登録を行った者に、業務を依頼するものとする。

- (1) 手話通訳士
 - (2) 神奈川県認定手話通訳者
- 2 指定管理者は、登録通訳者に対し登録証を交付するものとする。
 - 3 登録通訳者として業務を行う上で必要な技術や知識を担保するため、指定管理者は、定期的に指定する研修を受講することを条件に登録通訳者の登録更新を行うものとする。
 - 4 指定管理者は、登録通訳者の名簿を整備し管理するものとする。
 - 5 登録及び更新に係る具体的な手続については、指定管理者が別に定める。

（登録通訳者に対する報酬等）

第6条 指定管理者は、業務を行った登録通訳者に対し、集合時刻から業務終了時刻までの時間が2時間までは4,800円以上、3時間までを6,700円以上、3時間を超える場合は1時間につき1,400円以上を加算して報酬を支払うものとする。

- 2 真にやむを得ない事由により深夜（22：00～5：00）に派遣を行った場合、1時間当たりの報酬額は、前項で規定された所定額の100分の25に相当する額を所定額に加算した額とする。
- 3 指定管理者は、業務を行った登録通訳者に対し、登録通訳者の自宅から集会所等の業務開始地点まで及び業務終了地点から登録通訳者の自宅までの交通費については、実費を支給するものとする。
- 4 指定管理者は、オンラインによる通訳の業務を行った登録通訳者に対し、登録通訳者の自宅等で通訳を行った場合は、1回の派遣につき200円の通信料を、登録通訳者の所有するパソコン等を用いて通訳を行った場合は、1回の派遣

につき500円の機器借用料を支払うものとする。

(登録通訳者の責務)

第7条 登録通訳者は、業務を行うに当たっては、実施機関、団体等の性格及び個人の人格を尊重し、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。登録通訳者でなくなった場合も同様とする。

2 登録通訳者は、業務終了後、速やかに指定管理者に業務報告をしなければならない。

3 前項に必要な様式は、指定管理者が別に定める。

(研修)

第8条 指定管理者は、登録通訳者に対し、資質の向上を図るため、年1回以上の研修を行うものとする。

(派遣調整者)

第9条 指定管理者は、手話通訳者派遣調整業務を行う者として、第5条第1項第1号又は第2号の資格を有したものを置き、その業務を担わせなければならない。

(第3条第1項第1号に規定する派遣)

第10条 第3条第1項第1号に規定する派遣の対象は、次の各号に定めるものとする。

(1) 障害福祉課及び障害サービス課が実施する会議、大会等

(2) 聴覚障害者団体及び聴覚障害者団体を構成団体とする身体障害者団体（いずれも地域の複数の市町村を活動範囲とするものに限る。）が実施する会議、大会等

(3) 前2号のほか指定管理者が特に必要と認めるもの

(派遣の申請等)

第11条 前条に規定する登録通訳者の派遣を必要とする者は、指定管理者に申請するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに派遣の諾否を決定し、登録通訳者に依頼を行い、申請者に通知するものとする。

3 派遣の申請及び諾否の決定に係る手続については、指定管理者が別に定める。

(申請者の費用負担)

第12条 第10条の規定による派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。

(県外の派遣)

第13条 指定管理者は、第3条第1項第1号に規定する派遣において、派遣地域が県外のときは、第5条第1項及び第6条の定めによらず、派遣地域の都道府県等の派遣制度の定めにより、手話通訳者派遣を依頼することができ、派遣に必要な費用を支払うことができる。

(市町村派遣が困難な場合の派遣)

第14条 指定管理者は、第3条第1項第2号に規定する派遣について、県内の市町村において、専門性が高い手話通訳で市町村派遣が困難であって、次の各号の全てに該当するときは、当該市町村長からの依頼により登録通訳者の派遣を行うことができる。

この場合において、指定管理者は、当該市町村長に、派遣する登録通訳者に対して当該派遣に係る報酬等を支払うよう求めるものとする。

- (1) 専門性の高い分野など、当該市町村の派遣では対応できないと指定管理者が判断したとき。
- (2) 当該市町村が、法人派遣事業を活用しても、尚且つ派遣が行えないとき。
- (3) 当該市町村が、市町村モデル要綱に準じた派遣事業を実施しているとき。

(広域的な派遣調整等)

第15条 指定管理者は、第3条第1項第3号に規定する調整について、市町村域又は県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整が困難であると管内市町村長又は来県者の居住する市町村長等から広域的な派遣についての調整の依頼を受けた時は、調整を行うものとする。

2 指定管理者は、来県者が手話通訳者の派遣が必要であって、次の各号の全てに該当するときは、来県者の居住する市町村長等からの依頼に基づき、登録通訳者を派遣することができる。

この場合において、指定管理者は、来県者が居住する市町村長等に、派遣する登録通訳者に対して当該派遣に係る報酬等を支払うよう求めるものとする。

- (1) 来県者が居住する市町村長等と、来県者が赴く県内の市町村長間で手話通訳者派遣に関する協議が不調のとき。
- (2) 来県者が居住する市町村長等と、法人派遣事業との協議が不調のとき。
- (3) 派遣内容が、社会通念上妥当と判断でき、且つ公共の福祉に反しないものと指定管理者が判断したとき。

- (4) 来県者が居住する市町村が、市町村モデル要綱に準じた派遣事業を実施しているとき。
- 3 指定管理者は、県外外出者が県外において手話通訳者の派遣が必要であつて、次の各号の全てに該当するときは、県外外出者の居住する市町村長からの依頼に基づき、県外外出者が赴く市町村長又は都道府県知事と派遣に係る調整を行う。
- この場合において、派遣希望地の市町村の派遣費用が県外外出者の居住する市町村の費用を上回り、当該市町村が負担できないときは、指定管理者は、その差額を負担することができる。
- (1) 県外外出者が居住する市町村長と、県外外出者が赴く県外の市町村長間で手話通訳者派遣に関する協議が不調のとき。
- (2) 派遣内容が、社会通念上妥当と判断でき、且つ公共の福祉に反しないものであると指定管理者が判断したとき。
- (3) 県外外出者が居住する市町村が、市町村モデル要綱に準じた派遣事業を実施しているとき。

(派遣運営委員会)

第16条 指定管理者は、聴覚障害当事者、情報保障者等からなる派遣運営委員会を設置し、派遣事業の円滑化を図る。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 神奈川県手話通訳者派遣事業要綱（平成4年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱による廃止前の神奈川県手話通訳者派遣事業要綱に定める様式に基づいて 調製した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の第4号様式については、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。